

別表1-1(申合せ第3関係)

返還免除候補者選考に係る評価項目及び評価基準

評価項目 (教育研究等に関する業績の種類)		評価基準	
		広島大学大学院における業績	専攻分野に関連した学外における業績
1号	学位論文その他の研究論文(博士課程後期及び博士課程)の場合は、別表1-2を参照)	(1)学位論文の教授会での高い評価、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	(1)関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。
2号	大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果	(1)特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	(1)特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が特に優れていると認められること。
3号	著書、データベースその他の著作物(1号及び2号に掲げるものを除く。)	(1)前2号に掲げる論文のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	(1)前2号に掲げる論文のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。
4号	発明	(1)特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	(1)特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。
5号	授業科目の成績	(1)講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	(基準無し)
6号	研究又は教育に係る補助業務の実績	(1)リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1)研究又は教育に係る補助業務により、学外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。
7号	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績(博士課程後期及び博士課程)の場合は、別表1-2を参照)	(1)教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1)教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
8号	スポーツの競技会における成績(博士課程後期及び博士課程)の場合は、別表1-2を参照)	(1)教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1)教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
9号	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	(1)教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	(1)教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。
10号	その他機構が定める業績	(1)返還免除内定者は、日本学生支援機構が定める貸与奨学金の停止または廃止の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること。	(基準無し)

博士課程後期及び博士課程の業績評価に関するガイドライン

評価項目 (教育研究等に関する業績の種類)	広島大学におけるガイドライン
1号 学位論文その他の研究論文	<p>下記(1)～(5)のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。 なお、返還免除内定者である場合は、下記の(1)～(5)のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者とすることができる。 また、平成30年度以前に奨学生に採用された者については、「学位論文その他の研究論文」以外の業績において上記(1)～(3)と同水準の実績が認められる場合も業績優秀者とする。</p> <p>(1) 学位論文の教授会での高い(平均水準以上)評価。 (注) 合否判定だけではなく、大学による評価が必要。学位論文受理中を含む</p> <p>(2) 査読付き学術雑誌への原著論文掲載 (注) 共著(筆頭者以外)も含み、掲載決定(予定)も含む</p> <p>(3) 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞 (注) 共著(筆頭者以外)も含み、日本学生支援機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得を含む。学会での発表にはポスター発表も含む。</p> <p>(4) (a) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、上記(1)～(3)に準じる実績 (b) (a)と同等な民間財団等が公募している競争的資金(広島大学大学院リサーチフェローシップ制度(リサーチフェローシップ)、広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム(次世代フェローシップ)又は広島大学女性科学技術フェローシップ制度(女性科学フェローシップ))を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合、上記(1)～(3)に準じる実績 なお、(b)については、令和4年度までに日本学生支援機構大学院第一種奨学生に採用された者を対象とする。</p> <p>(5) 研究領域の特性により前記(1)～(3)の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績 (注) 研究科が作成する事情書(様式任意)を要し、広島大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。</p>
7号 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	<p>国際的なレベル・全国レベルでの顕著な成績(入賞)等を収めている場合、業績優秀者とすることができる。 公募展での入選(賞)、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル(3回以上)及び芸術評論等(学外の刊行物への掲載3回以上)を原則的に含めるものとする。 ただし、委員会に諮るものとする。</p>
8号 スポーツの競技会における成績	<p>国際的なレベル・全国レベルでの顕著な成績(入賞)等を収めている場合、業績優秀者とすることができる。 本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者やチームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、西日本大会・中国地区大会など(各都道府県大会は除く)は全国レベルの大会に含めるものとする。 ただし、委員会に諮るものとする。</p>